

## 「相談支援体制整備事業」委託企画提案実施要領

### 1. 目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等を行う「圏域マネージャー」を配置し、地域における相談支援体制等の整備・充実強化のために広域的支援を行う。

### 2. 企画提案を求める業務内容

#### (1) 名称

相談支援体制整備事業

#### (2) 委託内容

別紙「山梨県相談支援体制整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）による。

### 3. 対象圏域 峡東圏域

### 4. 予算

委託事業費 年間5, 238千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）×1事業所

※令和6年度当初予算の成立状況によって変更となる場合があります。

### 5. 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

単年契約、更新あり。

### 6. 圏域マネージャーの要件（次の要件をすべて満たす者）

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、看護師及び心理判定員等の資格を有する者又はこれらの有資格者と同等と認められる者
- ・相談支援業務に従事した経験が3年以上
- ・原則として県が実施する障害者相談支援従事者研修を終了していること

### 7. 契約方法等

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションを審査した結果、評価が最も優れている者と随意契約により委託契約を締結する。

### 8. 提出書類・期限

参加を希望する者は「山梨県相談支援体制整備事業の受託法人審査申込書」を10部提出する。

提出期限は令和6年3月8日（金）午後5時までとする。

### 9. 企画提案のプレゼンテーション

次のとおり開催する。

(ア)実施日（予定）

令和6年3月21日（木）午前10時00分～

プレゼンテーションの時間は20分

（提案書説明15分、質疑応答5分を予定。実施時間は別途連絡する。）

(イ)会場

県庁防災新館301会議室

10. 提案のための費用負担

提案のための費用は、提案者が負担する。

11. その他

(1) 提案書類の返却

提出された提案書類は返却しない。

(2) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

12. 企画提案の採点

企画提案のプレゼンテーションを実施した後、企画提案審査表により、審査員5名が各企画提案の採点を行う。

13. 結果通知

(1) 審査結果は、審査終了後にその理由を付して個別に通知する。

(2) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。